平成２８年（フ）第７９６号
福岡市博多区寿町３丁目３番16号
破産者　大場恵美子
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４号
相模原市中央区相模原７丁目６番15―102号
破産者　野瀬　康弘
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９８号
栃木県足利市福富町989―１　メゾン福富203号室、開始決定時の住所栃木県足利市福富町1147番地16
破産者　須永　直也
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９９号
栃木県足利市福富町989―１　メゾン福富203号室、開始決定時の住所栃木県足利市福富町1147番地16
破産者　須永　真由
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２９号
栃木県足利市福富町1114番地１　福富団地１―21
破産者　小平千代子
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５３号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋362番地３
破産者　三戸　貴之
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
福島県郡山市逢瀬町河内字蔵田204番地の１
破産者　桑名　　明
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
金沢市押野２丁目36番地、住民票上の住所神戸市西区玉津町今津661番地の14
破産者　ファミリーマート明石魚住清水店こと　小林　健一
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
石川県七尾市つつじが浜３番地21
破産者　深田　松一
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第８６号
愛媛県松山市本町７丁目４番地14　グランアール本町205号
破産者　山下　和美
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
熊本市北区梶尾町1055番地56、前住所東京都板橋区南常盤台１丁目29番８号　石橋ビル301
破産者　片山　　健
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
宮崎県日南市中央通１丁目２番地19　蘭コーポラス203号、前住所宮崎県日南市北郷町郷之原乙2458番地１
破産者　平本久美子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２５号
宮崎県日南市南郷町中村乙3861番地７
破産者　岩満　節郎
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３９号
大分県杵築市大田小野1122番地１
破産者　吉廣　義美
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
大分県中津市山国町守実68番地６
破産者　髙橋　康弘
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
大分県中津市大字上如水975番地６　市営住宅Ａ204号、住民票上の住所大分県宇佐市大字吉松135番地の４
破産者　工藤　和樹
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1115番地　アベニュー三浦Ｂ号
破産者　加茂　誠一
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３０７号
山梨県甲州市塩山上於曽1218番地
破産者　白木　宗利
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係